

校長室だより(No.37)

令和3年12月22日
丹波市立黒井小学校長
谷口 千尋

こども家庭庁

12月21日に「こども家庭庁」の基本方針が閣議で決定されました。子ども政策の司令塔となる「こども家庭庁」を2023年度のできる限り早い時期に創設するとされています。来年1月に召集する通常国会に関連法案が提出される予定です。

現在の内閣府の一部と厚生労働省の一部が移管されます。内閣府では、少子化対策、子どもの貧困、児童手当、認定こども園が、厚生労働省では、虐待防止、ひとり親家庭支援、母子保健、保育所が移ることとなります。幼稚園については文部科学省の所管のままになります。また、学校内でのいじめ対策も文部科学省が担うこととなります。ただ、幼稚園といじめ対策については、こども家庭庁も一緒に対策を考えることになるようです。

こども家庭庁が担うこととなります児童虐待では、児童相談所への児童虐待の相談対応件数は増加の一途です。子どもの命が失われる痛ましい事件が続いていることは、ご存知のとおりです。新聞報道では、保護者の暴力・暴言等により死亡に至ることや重い障害を負うことになるものもあります。しつけのために子どもを叩くことはやむを得ないという意識がいまだに強く存在しています。最初は、軽微なことであってもそうしたいわゆる行き過ぎたしつけが体罰となり、さらにエスカレートし、虐待事案を引き起こすことが多くあるようです。

子どもの権利が守られる児童虐待のない社会を実現していくためには、すべての大人が意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する十分な支援も含めて、社会全体で子どもを守り育てていくことが必要だと感じます。新しい政治の仕組みができたことを契機に意識を変えて、自分の周りを見直していきたいと感じました。

虐待の定義

身体的虐待・・・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物をのませる、食事を与えない、戸外に しめだす、縄などにより一室に拘束するなどの行為。意図的に子どもを病気にさせる。など

性的虐待・・・子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)。子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為。子どもに性器や性交を見せる。子どもをポルノグラフィーの被写体などにする。など

ネグレクト・・・子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない(子どもが学校にいけない正当な理由がある場合を除く)。子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断など)。食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など。子どもを遺棄したり、置き去りにする。祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が虐待などの行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

心理的虐待・・・ことばによる脅かし、脅迫など。子どもを無視したり、拒否的な態度を示すことなど。子どもの心を傷つけることを繰り返し言う。子どもの自尊心を傷つけるような言動など。他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言。子どものきょうだいに、児童虐待を行う。など